

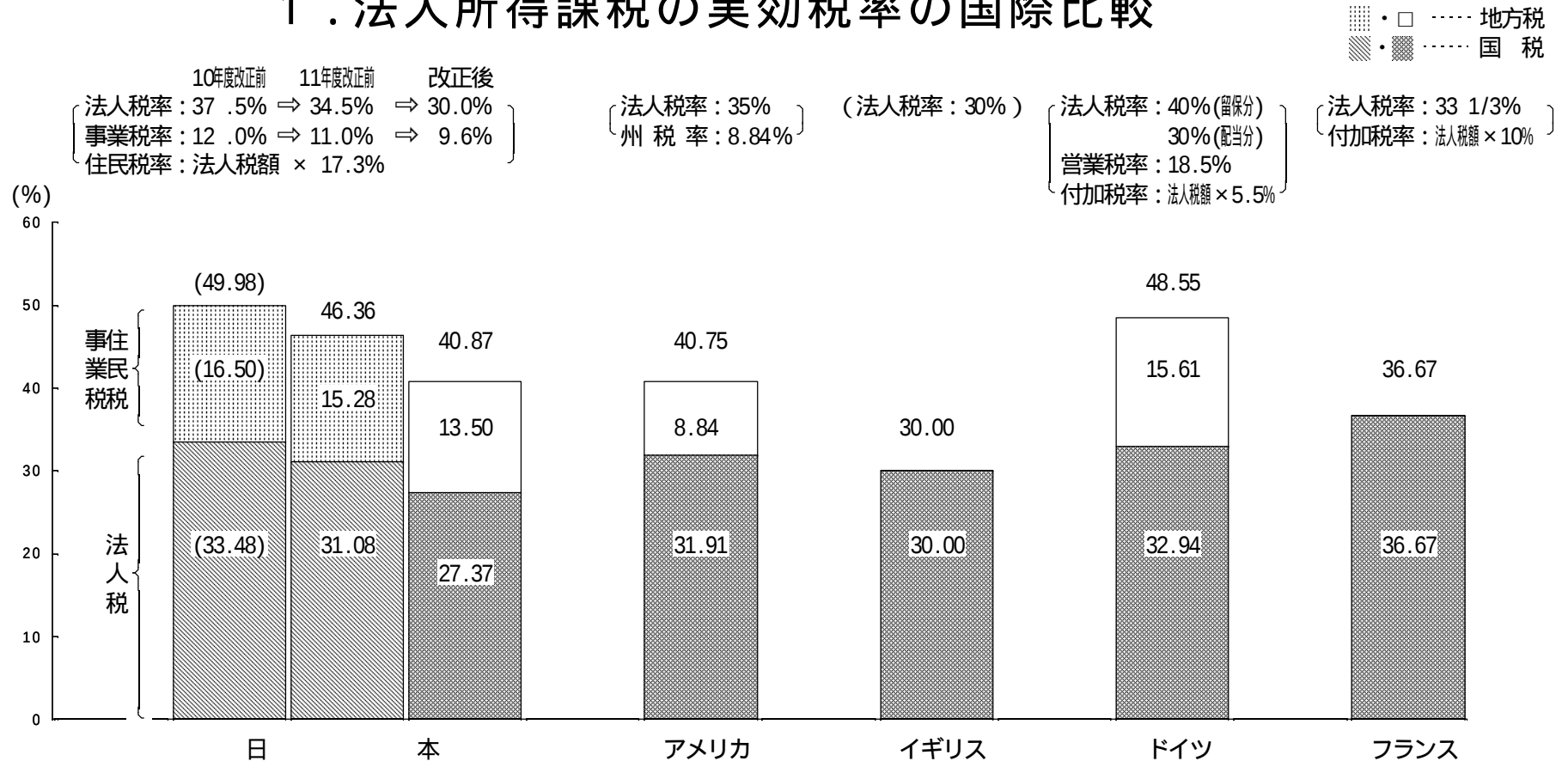
法人税関係説明資料

目 次

1. 法人所得課税の実効税率の国際比較	1
2. 法人税率の推移	2
3. 法人課税の課税ベースの見直し	3
4. 法人の内訳（法人数、所得金額）	4
5. 欠損法人割合の推移	5
6. 租税特別措置による減収額の内訳	6
7. 企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較	7
8. わが国税制の現状と課題〔平成12年7月税制調査会〕（租税特別措置の整理・合理化）	8
9. 企業組織等に関連する法制・企業会計の改正の動向	9
10. 会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方（要約）	10
11. 商法における会社分割の形態の概要	13
12. 連結納税制度と連結財務諸表制度（イメージ図）	14
13. 連結納税制度に関する主要検討項目	15
14. わが国税制の現状と課題〔平成12年7月税制調査会〕（連結納税制度）	16
15. 公益法人等に対する法人税の課税制度の概要	18

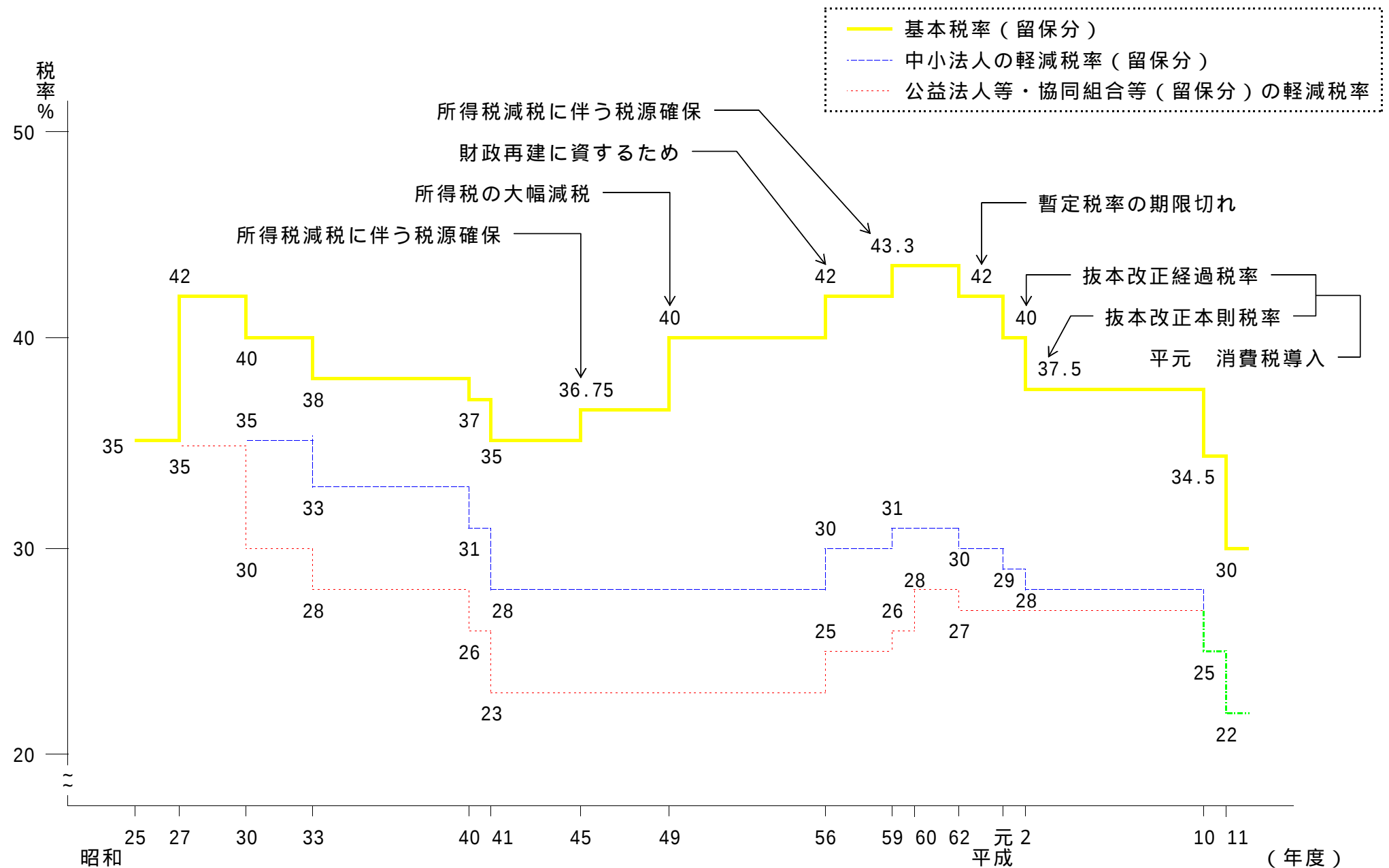
16. 収益事業の範囲	19
17. N P O 法人について	20
18. 公益活動に対する寄附金	21
19. わが国税制の現状と課題 [平成12年7月税制調査会] (N P O 法人)	22
20. 法人税法における法人の区分と課税の概要	24
21. わが国における事業体に係る課税の現状 (イメージ図)	25
22. わが国税制の現状と課題 [平成12年7月税制調査会] (多様な事業体に対する課税のあり方)	26

1. 法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。
2. アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州（州法人税）の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(8.0%)・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.49%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。なお、ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50：50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。また、留保分、配当分にかかる税率を一律25%にすること等の改革案が成立し、2001年1月1日より施行されることが決定している。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の10%）を含めたものである。また、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると実効税率は37.78%となる。（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より500万フランの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。）なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。

2. 法人税率の推移

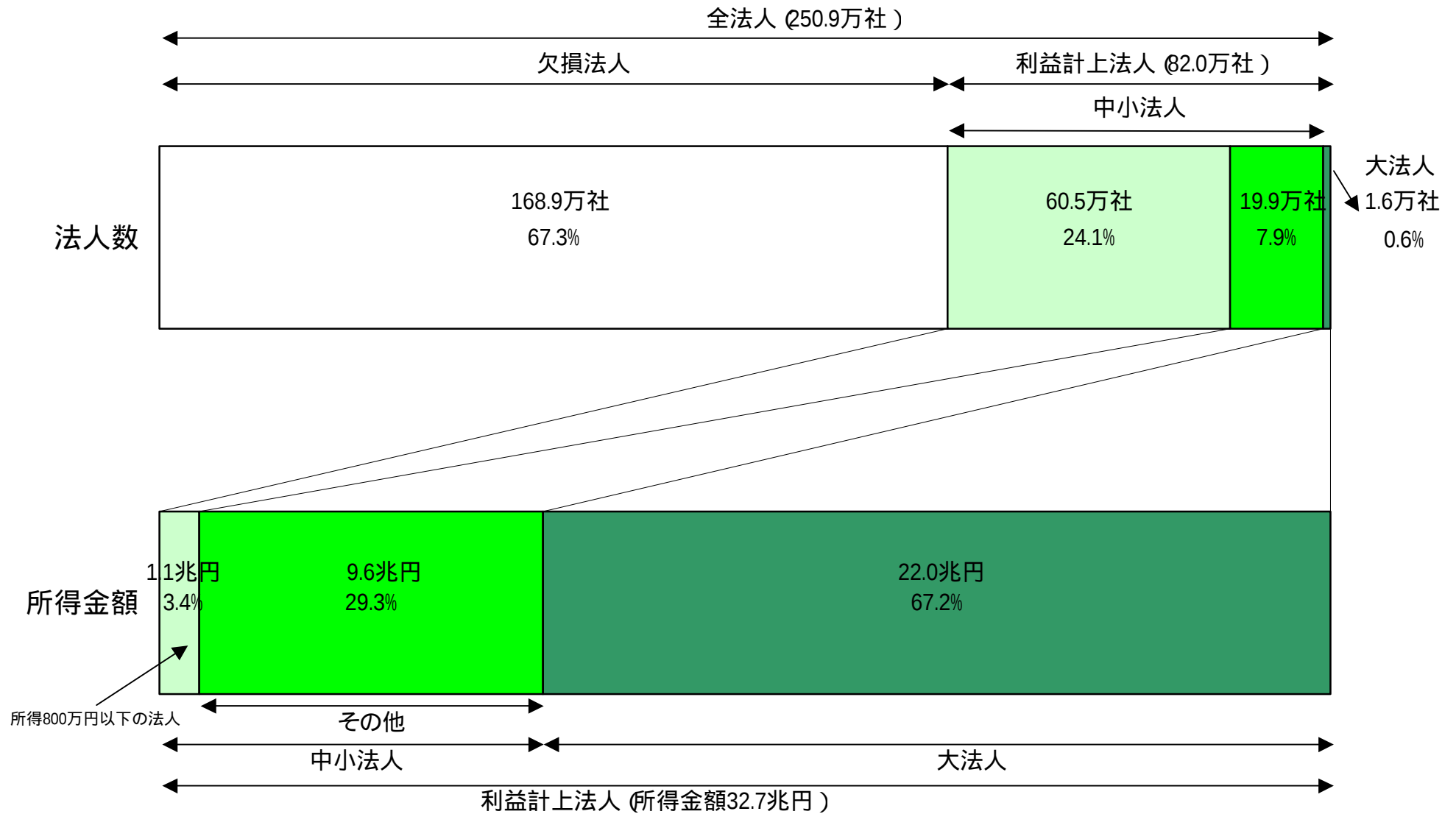


３．法人課税の課税ベースの見直し

〔 税制調査会法人課税小委員会の報告書（８年11月）では、
延べ３８項目にわたり個別的検討が行われている。 〕

- 費用・収益の計上基準（工事、割賦販売等、長期金融商品、短期前払費用、支払利子）
- 資産の評価（棚卸資産、有価証券、外貨建債権債務）
- 減価償却、リース資産、繰延資産
- 引当金等（貸倒引当金、賞与引当金、退職給与引当金、製品保証等引当金、返品調整引当金、特別修繕引当金、準備金）
- 法人の経費（役員報酬等、福利厚生費、交際費、寄附金、外国の罰金）
- 租税特別措置等、金融派生商品、欠損金の繰越し・繰戻し、法人間配当
- 企業分割・合併等（現物出資の課税の特例、合併清算所得課税、連結納税等）
- 同族会社に対する留保金課税、公益法人等、保険・共済事業
- 国際課税（外国法人に対する課税、外国税額控除、タックス・ヘイブン税制、移転価格税制）
- 事業税の外形標準課税

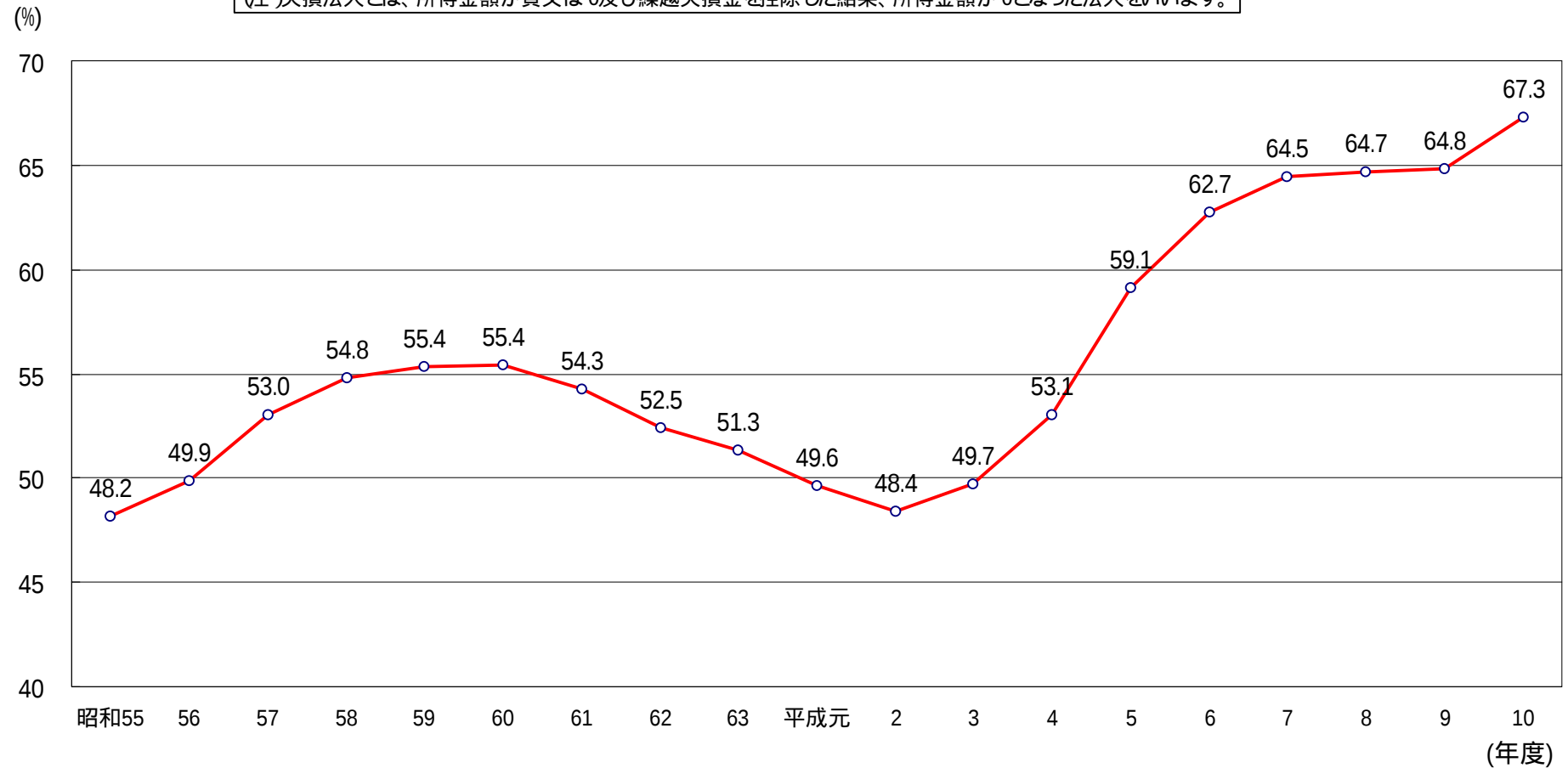
4. 法人の内訳（法人数、所得金額）



(注) 法人数及び所得金額は「法人企業の実態 (平成10年分)」(国税庁)より作成

5.欠 損 法 人 割 合 の 推 移

欠損法人の割合は、景況等の影響によりいわゆるバブルの崩壊後上昇してきています。
(注) 欠損法人とは、所得金額が負又は0及び繰越欠損金を控除した結果、所得金額が0となった法人をいいます。



欠損法人数(千社)	699	748	817	865	899	920	924	935	951	974	1,006	1,103	1,216	1,385	1,487	1,550	1,576	1,598	1,689
全法人数 (千社)	1,450	1,499	1,541	1,578	1,624	1,660	1,702	1,783	1,852	1,962	2,078	2,217	2,291	2,344	2,369	2,404	2,436	2,465	2,509

(備考) 資料は、国税庁「会社標本調査結果報告」による。各年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度についての計数である。(内国普通法人を対象とした標本調査であり、法人数は全数調査によるものとは異なっている。)

6.租税特別措置による減収額 (26,540億円)の内訳 (平成12年度ベース)

所得税 16,900億円(63.7%)				法人税 7,540億円(28.4%)		その他
住宅ローン控除	生損保控除	老人マル優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(21.1%)	(10.4%)	(24.7%)	(7.5%)	(11.8%)	(16.6%)	(7.9%)
5,590億円	2,770億円	6,560億円	1,980億円	3,140億円	4,400億円	2,100億円

(注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収 (+ 7,580億円)がある。

7. 企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前 項目数	整 理 合 理 化 項 目		創設項目数	改正後項目数
		廃止項目数	縮減合理化 項 目 数		
平元	81 件	2 件	30 件	2 件	81 件
2	81	5	17	6	82
3	82	3	23	1	80
4	80	3	23	4	81
5	81	0	19	4	85
6	85	6	18	3	82
7	82	4	23	1	79
8	79	4	23	2	77
9	77	2	25	2	77
10	77	1	32	5	81
11	81	4	31	2	79
12	79	0	31	1	80

(備考) 上記の計数は、企業関係租税特別措置(増収効果のあるものを除く。)について
とりまとめたものである。

なお、上記のほか、経済対策として2項目がある。

8．わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
税制調査会

二 法人課税

1．法人税

(4) 税率と課税ベースの適正化

租税特別措置の整理・合理化

当調査会は、累次の答申により租税特別措置の整理・合理化の必要性を指摘しており、各年度の税制改正においても整理・合理化が進められてきています。

租税特別措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つではありますが、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものです。

個人・企業の自由な経済活動を尊重し、それらの経済活動に中立的な税制とすることが求められる 21 世紀の経済社会の中で、特定の政策目的のために税制上の優遇措置という手段を用いることは極力回避されるべきであり、また、税制によって経済社会を誘導しようとするにはおのずと限界があることを十分認識する必要があります。租税特別措置は、特定の企業の税負担を軽減するものであることから、政策目的自体に国民の理解が得られるか、政策目的達成のための手段として税制が適当か、といった視点を踏まえて、そもそも税制の基本理念の例外措置として値するものかどうか十分検討しなければなりません。

この他、利用実態が特定の者に偏っていないか、利用実態が低調となっていないか、創設後長期間にわたっていないか、といった視点も含め、今後も十分に吟味を行い、徹底した整理・合理化を進めなければなりません。

９．企業組織等に関連する法制・企業会計の改正の動向

独 占 禁 止 法 等	商 法 等	企 業 会 計
9.12 持株会社設立の解禁 10.3 銀行持株会社設立の解禁 銀行持株会社設立に係る課税の特例	9.10 合併手続の簡素合理化 10.3 自己株式の取得・消却要件の緩和 資本準備金による自己株式消却への対応 11.10 ・株式交換・移転制度の創設 株式交換等に係る課税の特例 ・金銭債権の時価評価の導入 12.5 会社分割法制の創設を含む商法改正法が可決・成立	11.4 ・連結財務諸表制度の抜本的見直し ・連結キャッシュ・フロー計算書の導入 ・税効果会計の導入 12.4 ・中間連結財務諸表制度の導入 ・金融商品に対する時価評価の導入 金融商品に対する時価評価等の導入

- (注) 1. 独占禁止法及び商法の年月は改正法の施行日、企業会計の年月は適用開始事業年度を示している。
2. 枠内は税制上の対応を示している。

10．会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方

(要 約)

第一 基本的な考え方

- (1) 企業の組織再編成による資産の取引については、その実態に合った課税を行う。
- (2) 企業の組織再編成に係る法人課税のあり方については、現行の現物出資、合併等に係る税制を改めて見直し、全体として整合的な考え方に基づいて整備する必要がある。
- (3) 企業の組織再編成により移転する資産の譲渡損益については、移転資産に対する支配が継続していると認められる場合に、また、株主の旧株の譲渡損益については株主の投資が継続していると認められる場合に、それぞれその計上を繰り延べる取扱いをすることなどが考えられる。

第二 資産等を移転した法人の課税

組織再編成により資産を移転した法人について、組織再編成の実態や移転資産に対する支配の継続という点に着目し、以下の場合にその帳簿価額を引き継がせることにより、譲渡損益の計上を繰り延べることが考えられる。

(1) 企業グループ内の組織再編成

企業グループ

企業グループ内の組織再編成は、基本的には、完全に一体と考えられる持分割合の極めて高い法人間で行う組織再編成とすべきである。ただし、企業グループとして一体的な経営が行われている

単位という点を考慮すれば、商法上の親子会社のような関係にある法人間で行う組織再編成についてもこの企業グループ内で行う組織再編成とみることが考えられる。

個別の資産の売買取引と区別するため、以下の要件が必要である。

- ・ 資産の移転が独立した事業単位で行われること
- ・ 移転した事業が組織再編成後も継続すること

(2) 共同事業を行うための組織再編成

共同事業

以下の要件などにより判定するのが適当である。

- ・ 事業が相互に関連性を有するものであること
- ・ それぞれの事業の規模が著しく異なること
- ・ それぞれの事業に従事していた従業員の相当数が引き継がれること

(1) の要件に加え、資産の移転の対価として取得した株式を継続保有することが必要である。

第三 株主の課税

(1) 株式の譲渡損益

- 株主が金銭等の株式以外の資産の交付を受けず、株主の投資が継続していると認められる場合には、譲渡損益を繰り延べることが考えられる。

(2) みなし配当

- 分割型の会社分割・合併により、法人の資産の移転が帳簿価額により処理される場合には、配当とみなされる部分（利益を原資として新株等の交付が行われたと認められる部分）は無いものとするのが適当である。

第四 各種引当金の引継ぎ等

- 会社分割・合併等により移転する資産の譲渡損益の計上が繰り延べられる場合には、その資産に関して適用される諸制度や、引当金等の引継ぎについても、基本的に従前の課税関係を継続させるとの観点から、組織再編成の形態に応じて必要な措置を考えるべきである。

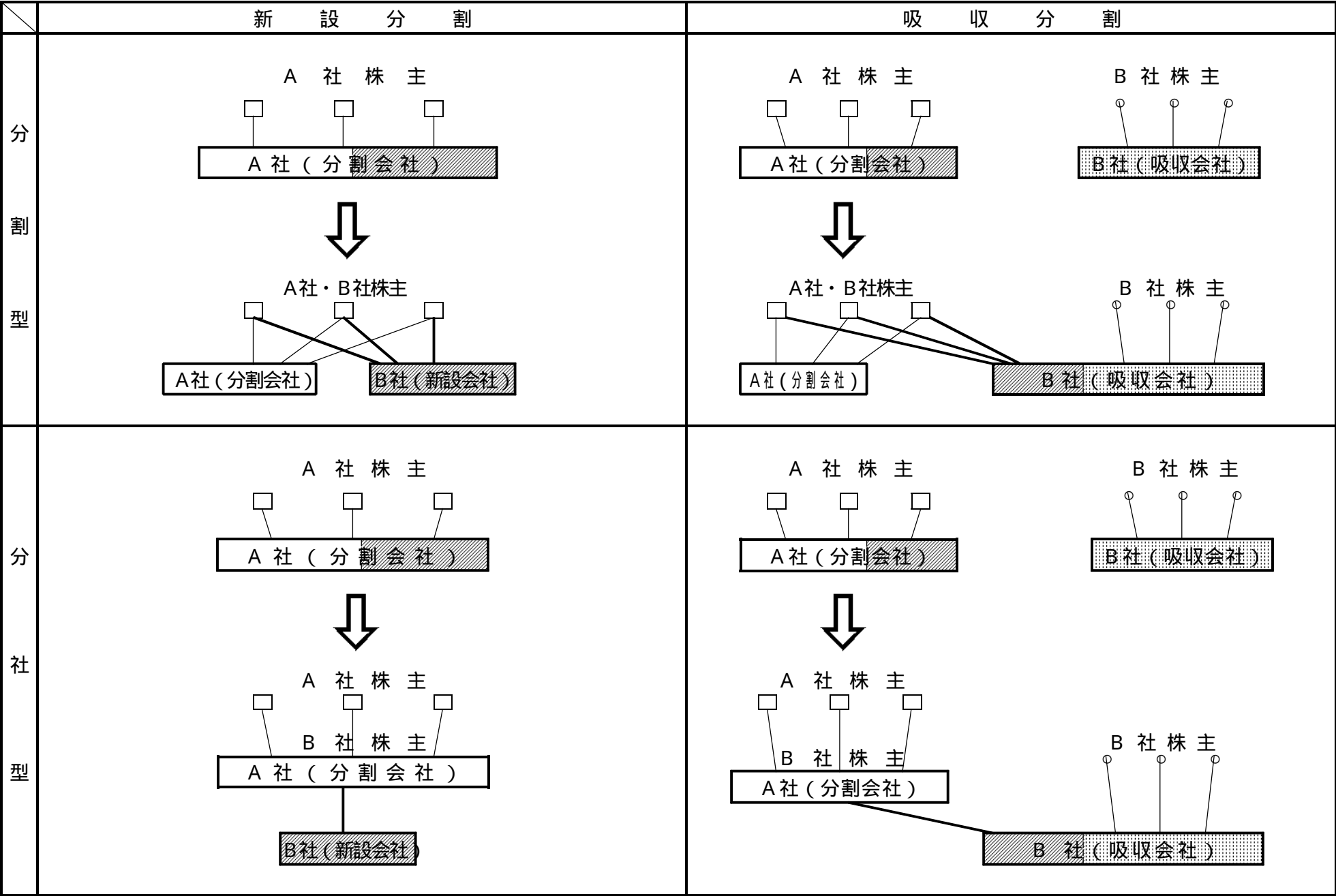
第五 租税回避の防止

- 組織再編成の形態や方法は、複雑かつ多様であり、租税回避の手段として濫用されるおそれがあるため、包括的な租税回避防止規定を設ける必要がある。

第六 その他

- 分割型の会社分割における分割法人の分割前に納税義務の成立した租税については、基本的に、新設法人等がその承継した財産の価額を限度として連帯納付の責任を負うこととすることが適当である。
- 会社分割による資産の移転に係る消費税については、合併と同様に取り扱うことが適当である。

11. 商法における会社分割の形態の概要



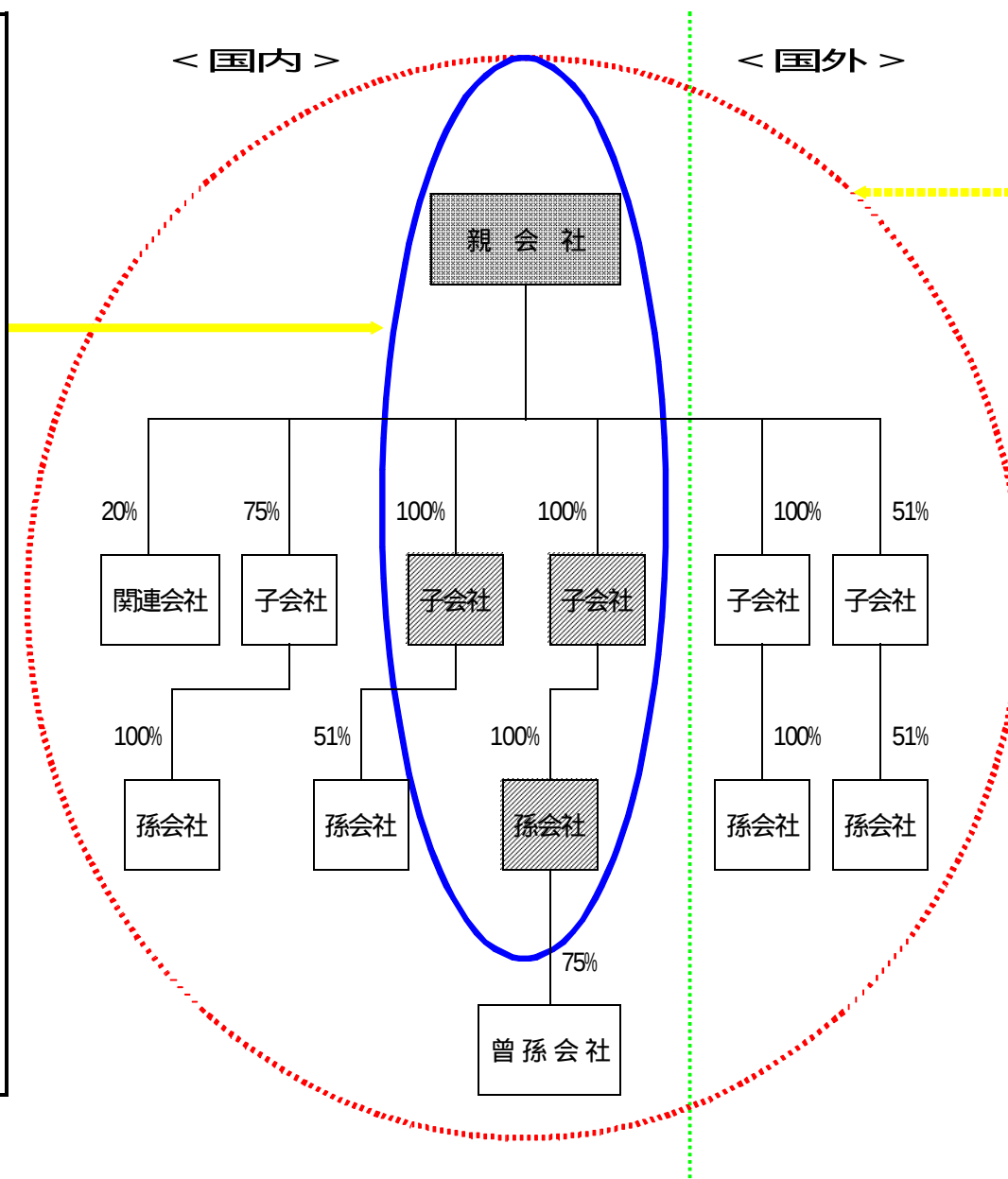
(注) 新設会社又は吸収会社が、株式を分割会社とその株主の双方に割り当てる一部分割（分割型と分社型の中間型）も認められる。
また、新設分割の場合には、複数の会社が共同で分割を行うことも認められる。

12．連結納税制度と連結財務諸表制度（イメージ図）

— 連結納税制度 —

親会社と同一視しうるような一定の子会社群を含め一つの「課税単位」とみて課税する制度

- 対象
法人一般
- 連結の範囲
持株割合が極めて高い国内の子会社等に限定
(米：80%以上、仏：95%以上)
- 計算
対象各社の所得と欠損を合算し、連結会社相互間の売買によって取得した資産に含まれる未実現損益は消去（資産がグループ外に売却等されるまで課税繰延べ）



— 連結財務諸表制度 —

企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告する制度

- 対象
上場・店頭登録企業
- 連結の範囲
国内及び国外を問わず、次の会社
 - ・子会社：議決権割合50%超の会社（議決権割合が50%以下で、意志決定機関を実質的に支配している会社を含む）
 - ・関連会社（持分法適用）：議決権割合20%以上50%以下の会社（議決権割合が20%未満で、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を継続的に与えることができる会社を含む）
- 計算
対象各社の収益・費用と資産・負債・資本を合算し、連結会社相互間の売買によって取得した資産に含まれる未実現損益は消去

13. 連結納税制度に関する主要検討項目

[連結納税制度の導入の必要性]

- ・ 企業経営の実態
- ・ 商法等の改正
- ・ 企業会計の見直し

[連結納税制度の類型]

- ・ 連結納税制度の類型
- ・ 商法、企業会計との関係
- ・ 連結納税制度の対象法人
- ・ 連結グループの範囲

[納税義務、申告・納付等]

- ・ 納税義務者等
- ・ 申告
- ・ 納税額の分担方法
- ・ 適用要件
- ・ 事業年度
- ・ 会計方法
- ・ 青色申告要件
- ・ 帳簿の作成・保存等
- ・ 罰則の取扱い
- ・ 解散・合併

[連結課税所得の各種計算規定等]

- ・ 基本的仕組み
- ・ 単体課税を前提とした各種計算規定の取扱い
- ・ 内部取引に係る損益
- ・ 繰越欠損金等
- ・ 投資修正
- ・ 連結税額の計算
- ・ 加入・離脱の場合の課税関係の継続性

[租税回避行為の問題]

[税収減の問題]

[他の税との関連]

[地方税の問題]

14．わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
税制調査会

二 法人課税

1．法人税

(5) 企業組織再編への対応

連結納税制度

イ．基本的考え方

連結納税制度とは、企業集団の経済的一体性に着目し、企業集団内の個々の法人の損益などを集約することにより、あたかも企業集団を 1 つの法人であるかのように捉えて課税する仕組みです。

連結納税制度の検討に当たっては、法人課税の体系全般にわたる検討が必要であることから、当調査会は、昨年、法人課税小委員会を再開し、その導入に向けた検討を開始しています。これまで、法人課税小委員会においては、わが国に連結納税制度を導入する必要性や導入する場合の連結納税制度の類型について検討するとともに、連結納税制度の検討を進める際の具体的な検討項目の洗い出しを行っています。

これを受けて、当調査会は、「平成 12 年度の税制改正に関する答申」において、企業経営における企業集団の一体的経営の傾向の強まりや企業組織の柔軟な再編成を可能とするための独占禁止法、商法における見直しが進められる中で、企業の経営環境の変化に対応する観点や国際競争力の維持・向上に資する観点、企業の経営形態に対する税制の中立性の観点から、わが国においても、連結納税制度の導入を目指すことが適当であるとしたところです。

また、わが国に、連結納税制度のような企業集団に着目した新たな税制を導入するに当たっては、企業集団の一体性に着目して制度を構築するという理念が重要です。こうした理念の下に、イギリスやドイツで行われているような損益振替型ではなく、アメリカにおいて導入されているような本格的な連結納税制度を導入すべきと考えます。

今後、本格的な連結納税制度の導入に向けて、法人課税小委員会においてとりまとめられた具体的な検討項目について検討を深め、国際的にも遜色のない、21 世紀のわが国経済のインフラとなる連結納税制度を構築する必要があると考えます。

15 . 公益法人等に対する法人税の課税制度の概要

課 税 対 象	収益事業から生じる所得に対してのみ課税される。 (注) 収益事業の範囲は、物品販売業等33事業を政令で規定。
適 用 税 率	22%の軽減税率
寄 附 金 に 係 る 特 例	公益法人等の寄附金の損金算入限度額は、収益事業から生じる所得の20% (学校法人、専修学校を設置する準学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人については50%と年 200万円のいずれが多い額) とされている。
み な し 寄 附 金	収益事業部門から非収益事業部門への支出は、寄附金とみなされる。

16 . 収 益 事 業 の 範 囲

収 益 事 業		
1. 物品販売業	12. 出 版 業	25. 美 容 業
2. 不動産販売業	13. 写 真 業	26. 興 行 業
3. 金銭貸付業	14. 席 貸 業	27. 遊 技 所 業
4. 物品貸付業	15. 旅 館 業	28. 遊 覧 所 業
5. 不動産貸付業	16. 料理店業その他の飲食店業	29. 医療保健業
6. 製 造 業 (電気、ガス又は熱の供給業及び 物品の加工修理業を含む。)	17. 周 旋 業	30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、 生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、 デザイン(レタリングを含む。)、自動車操縦又は一定の船舶操縦 (技芸)の教授を行う事業又は入試、補習のための学力の教授若し くは公開模擬学力試験を行う事業
7. 通 信 業	18. 代 理 業	31. 駐 車 場 業
8. 運 送 業	19. 仲 立 業	32. 信用保証業
9. 倉 庫 業	20. 問 屋 業	33. 無体財産権の提供等を行う事業
10. 請 負 業	21. 鉱 業	
11. 印 刷 業	22. 土石採取業	
	23. 浴 場 業	
	24. 理 容 業	
上記の収益事業のうち、その業務が法律の規定に基づいて行われる等特に公共・公益的な一定の事業は収益事業から除外している。		

(備考) 1. 次に掲げる事業は、事業の種類を問わず収益事業から除外している。

身体障害者及び生活保護者等が従業員の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの。

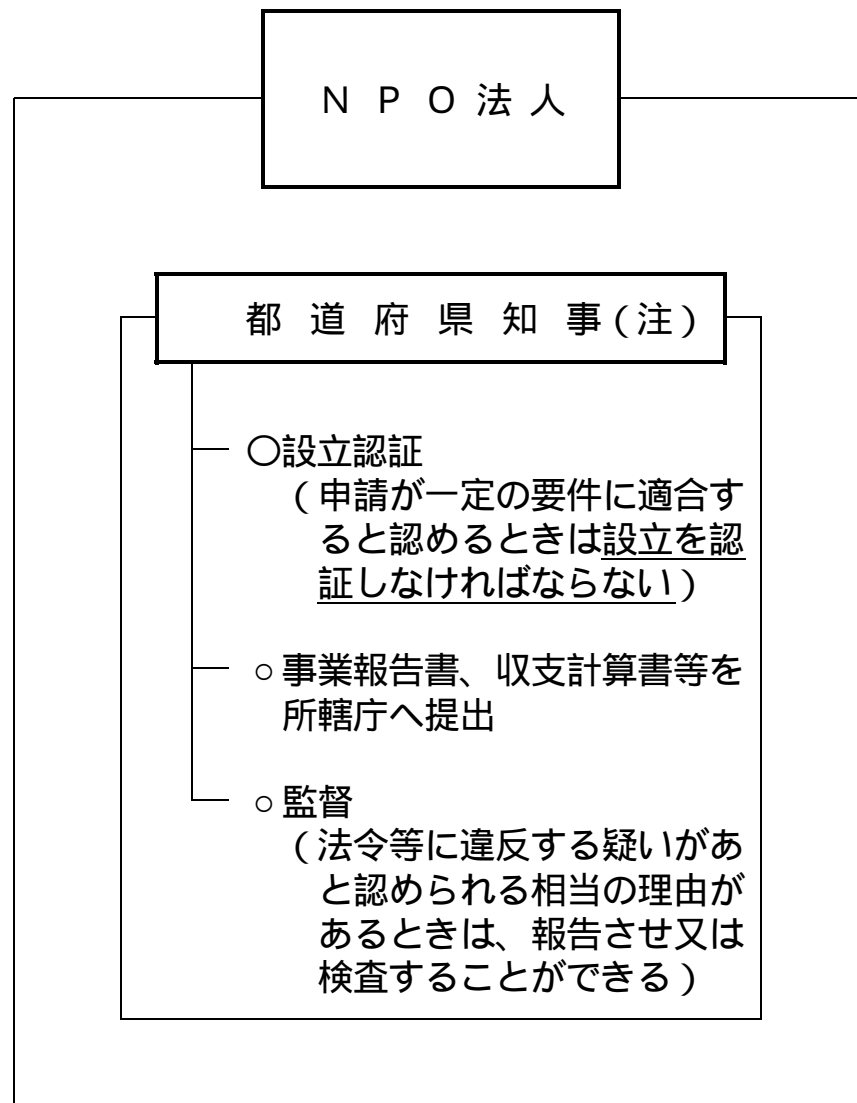
母子福祉資金の貸付けの対象となる母子福祉団体が行う事業で、母子福祉資金等の貸付期間内に行われるもの及び公共的施設内において行われるもの。

保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約の引受け及びその引受けに係る保険契約の管理等の業務として行うもの。

2. 収益事業の範囲については、順次その拡大が行われてきているが、昭和25年度税制改正以降追加された収益事業は右のとおりである。

年度	追 加 事 業
32	不動産貸付業、医療保健業、技芸教授業
33	美容業
40	不動産販売業
43	駐車場業
51	信用保証業
53	公開模擬学力試験を行う事業
56	技芸教授業(着物着付け、船舶の操縦の追加) 旅館業及び不動産貸付業(範囲拡充)
59	無体財産権の提供等を行う事業 席貸業(範囲拡充) 技芸教授業等(絵画、書道、写真、工芸、デザインの追加。 入試等のための学力の教授の追加)

17 . N P O 法 人 に つ い て



(注) 2以上の都道府県に事務所を設置する法人にあっては、経済企画庁長官。

特定非営利活動促進法 (抄)

(定義)

第2条 (抄)

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

別表 (第2条関係)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

宗教活動、政治活動を主たる目的とするものでないこととされている。

18．公益活動に対する寄附金

		指 定 寄 附 金	特定公益増進法人に対する寄附金
概 要		次に掲げる要件を満たすものとして大蔵大臣が指定した寄附金 ・ 広く一般に募集されること ・ 公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること	公益の増進に著しく寄与する法人として主務大臣の認定を受けた法人の主たる目的である業務に関連する寄附金 ・ 公益の増進に著しく寄与する一定の業務 ・ 法人の運営組織及び経理が適正であると認められること ・ 相当と認められる業績が持続できること ・ 受け入れた寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないこと ・ その他適正な運営がされているもの
税制上の取扱い	個人	「寄附金（ ） - 1万円」を所得から控除 （ ）所得金額の25%を限度	同 左
	法人	全額損金算入	一般の寄附金（注）とは別に、以下を限度として損金算入 （所得金額の2.5% + 資本等の金額の0.25%）× 1 / 2
参 考		・ 国宝の修復 ・ 学校の建設 ・ オリンピックの開催費用 ・ 赤い羽根募金 など	・ 日本育英会などの特殊法人等 ・ 公益法人のうち、科学技術の試験研究や学生に対する学資の支給を行うもの ・ 学校法人 ・ 社会福祉法人 など

（注）一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人に対する寄附金以外のもので、（所得金額の2.5% + 資本等の金額の0.25%）× 1 / 2を限度として損金算入される。

19．わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
税制調査会

二 法人課税

1．法人税

(7) N P O 法人

近年、ボランティア活動・非営利活動の重要性についての認識が高まってきたことなどを踏まえ、平成 10 年 3 月に N P O 法（特定非営利活動促進法）が成立しました。同法は同年 12 月に施行され、その附則などにおいて、税制を含めた制度全体の見直しを早期に行うこととされています。

N P O 法人は、非営利活動の担い手の一つとして、21 世紀に向けて活力のある経済社会を構築していく上で今後その役割を果たしていくことが期待されています。

現在、N P O 法による法人格の取得が進み、また N P O 法人としての事業初年度を終えたものも出てきており、今後、まずはその活動の内容や業務運営などの実態を十分見極めていく必要があります。

N P O 法人制度は、そもそも公の関与からなるべく自由を確保するという制度となっています。N P O 法では、行政の裁量を極力排する観点から、申請内容が形式的な要件を満たす場合には、所轄庁は申請団体を N P O 法人として認証しなければならないこととされています。一方、税制上の優遇措置を設ける場合については、課税の公平を確保するため相当の公益性を担保する必要がある、それを判断する基準と仕組みが必要です。諸外国においてもそうした基準や仕組みが備わっています。

例えば、アメリカやイギリスでもNPO法人と同様の非営利団体に対する税制上の優遇措置が講じられていますが、その対象となる団体については、法令などにおいて、その行う事業が慈善・科学・教育などを目的とすることや収入金額のうち一定割合以上の寄附を受けていること、本来目的の活動に実質的にすべての所得が充てられること、活動内容や寄附金、役員に関する詳細な情報を公開することといった様々な基準が定められており、さらに、政治活動、内部関係者との取引や役員の報酬などに厳しい規制が設けられています。また、このような基準に基づいて、アメリカでは内国歳入庁（IRS）が、イギリスではチャリティ委員会が内国歳入庁（IR）などと協議しつつ、審査を行っています。

また、NPO法人に関する税制の問題は、NPO法人制度や公益法人制度のあり方、寄附金税制のあり方、さらには補助金制度のあり方などにも関連する問題であることに留意しなければなりません。

NPO法人に関する税制上の措置については、その実態を見極めた上で、相当の公益性を担保するための基準や仕組みをどのようにするかを含め、広範な観点からその検討を進めていかなければなりません。

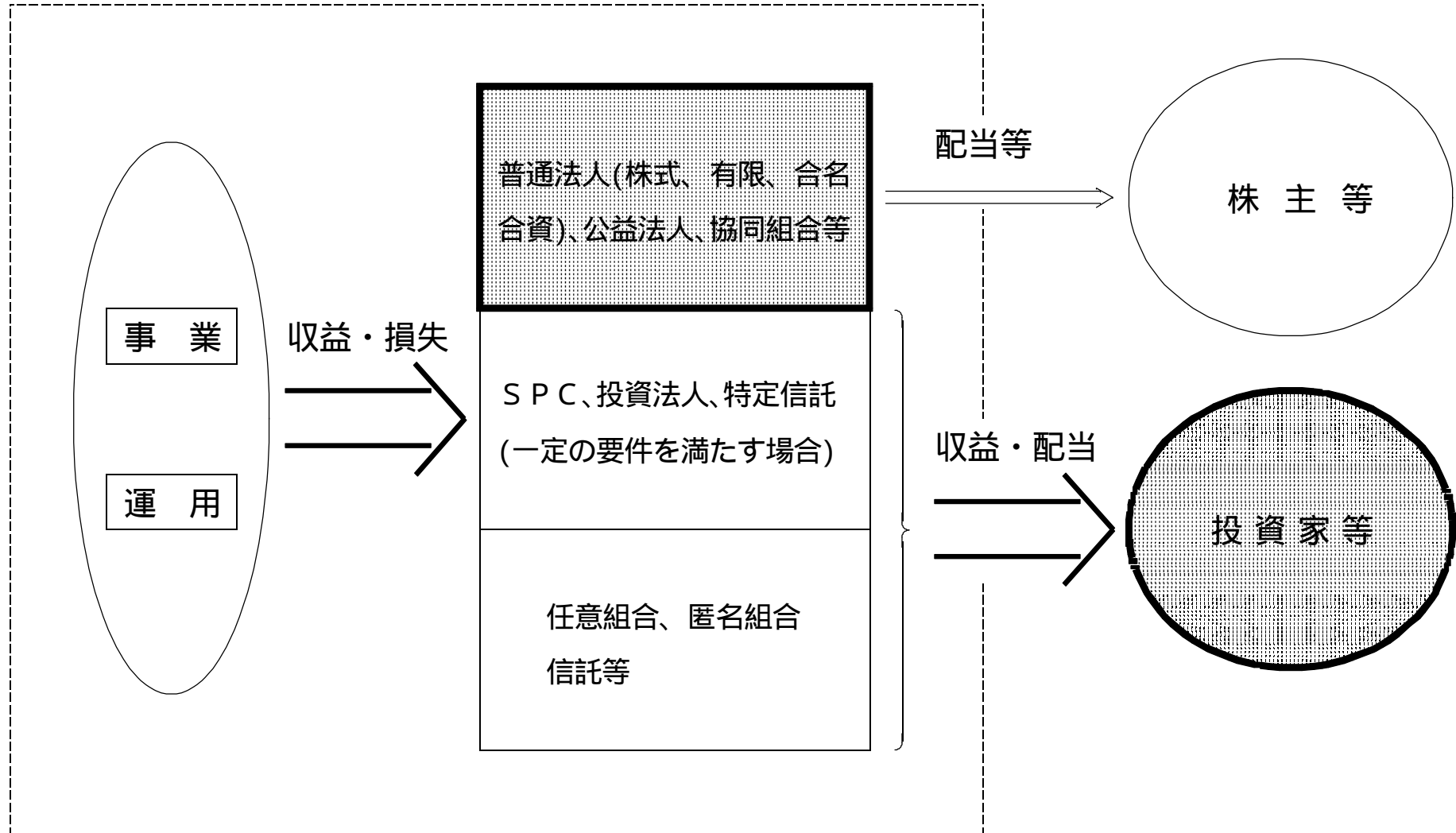
20．法人税法における法人の区分と課税の概要

項 目	普 通 法 人	協 同 組 合 等 (法人税法別表第3)	公 益 法 人 等 (法人税法別表第2)	人格のない社団等	公 共 法 人 (法人税法別表第1)
性 格	法人で、公共法人、公益法人等、協同組合等のいずれにも該当しないもの	中小企業者等の相互扶助の理念のもとに共同仕入等の経済事業、指導及び調整に関する事業を行うことを目的とするもの	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、社会福祉その他公益に関する事業を行うことを目的とするもの	法人格を有しないもの	国又は地方公共団体が行うべき業務を代行していると認められるもの
具 体 例	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社等	消費者生活協同組合、農業協同組合、信用金庫、信用組合等	社団法人・財団法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、健康保険組合、厚生年金基金、商工会等	同窓会、PTA等	中小企業金融公庫、日本道路公団、雇用促進事業団等
課 税 対 象	すべての所得	すべての所得	収益事業による所得	収益事業による所得	非 課 税
税 率	3 0 %	2 2 %	2 2 %	3 0 %	—————

(注) 1. 人格のない社団等は法人税法上は法人とみなされる。

2. 法人格を有する労働組合は公益法人等に、法人格を有しない労働組合は人格のない社団等に該当する。

21．わが国における事業体に係る課税の現状（イメージ図）



22．わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
〔税制調査会〕

二 法人課税

1．法人税

(8) その他の課題

多様な事業体に対する課税のあり方

金融システムの改革が進められる中で、資産の流動化や金融商品の多様化を図る観点から、特定目的会社（SPC）や投資法人（旧証券投資法人）といった法人が創出されました。

これらの法人に対しては、他の法人と同様に法人税が課されることになります。しかし、その機能は、投資家と投資先を結び付ける言わば「導管」にすぎないものであることから、その事業年度に係る利益の配当の支払額が配当可能利益の 90%を超えることなど、導管としての実態が確保される場合には、支払配当を損金算入することとして、その部分については実質的に法人課税を行わないこととしています。

また、平成 12 年度においていわゆる SPC 法などの改正により創設された特定目的信託及び投資信託は、SPC が行う資産の流動化や投資法人が行う資産の運用を新たに信託スキームにも認めるものです。信託については、これまで法人税の課税対象ではありませんでしたが、これらの信託は、SPC 及び投資法人と同様の経済的意義を有するものであることから、原則として法人税の課税対象とすることとし、SPC 及び投資法人と同様に導管としての実態が確保される場合には、分配した利益を損金算入することとされました。

このように、金融商品の組成に関する横断的な集団投資スキームの法制度の整備が行われる中で、それぞれの事業体の実質的な事業内容などを踏まえた税制上の措置が講じられてきていますが、これらの取扱いは、民法、商法、その他の私法において規定される「法人」を、法人税の課税対象とするというこれまでの取扱いとは異なるものとなっています。

さらに、近年、外国で設立されるパートナーシップやリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（ＬＬＣ）といったわが国には制度のない外国の事業体が、わが国で事業活動を行ったり、逆に、わが国企業がこうした外国の事業体に投資する例も増加してきています。・・・（中略）・・・これらのわが国に制度のない事業体に対する課税のあり方も、今後検討する必要が生じてきています。

今後も投資や事業の主体が多様化していくことが予想されますが、法人税の課税対象となる事業体が、法人格の有無により決定されるというこれまでの取扱いについては再検討する必要があり、その事業や投資活動の内容、経済的意義、法的性格などを踏まえ、適切な課税を確保する観点から、その課税のあり方について検討する必要があります。